

## 住宅金融支援機構の省令準耐火仕様「特記仕様認定」を取得 通気性能と耐火性能を両立する住宅の販売を開始

サーラ住宅株式会社（本社：愛知県豊橋市、代表取締役社長：山口信仁）は、通気性能と耐火性能を両立する住宅の販売を2021年6月より開始しました。これまで風を通して夏の熱気を排出する「壁体内通気」と、空間を区画して防火する「耐火仕様」の両立は物理的に不可能とされていましたが、熱膨張耐火材の採用と納まりの再構築により実現しました。これにより、住宅金融支援機構の省令準耐火仕様「特記仕様認定」を取得しました。

壁体内通気を有する外断熱・二重通気工法は、1988年より販売する当社オリジナル工法で、高気密・高断熱住宅が苦手とする夏の熱ごもりを解消します。基礎に設けた給気口より地表面の冷気を取り込み、壁体内に通して小屋裏から排熱することにより、一般的な天井断熱では小屋裏温度が50℃超となるが、同工法では30℃超へ低下させ夏の熱ごもりを解消します。（2020年12月までの累計実績3,075棟）

今回の特記仕様認定取得により、サーラ住宅の全ての注文住宅商品で省令準耐火仕様の提供が可能となりました。省令準耐火仕様はその高い耐火性能により、火災から住まい手の生命と財産を守る仕様です。また、火災保険における構造級別が鉄骨造と同等となるため、保険料がほぼ半額になるというメリットがあります。

今後当社では、今回の通気工法の省令準耐火仕様を含め、災害に強く、レジリエンス性の高いアイテム・仕様をパッケージ化して販売拡大を図るとともに、災害に備えながら、長く快適に暮らし続けられる住まいを提供してまいります。



【このプレスリリースに関するお問い合わせ】

サーラ住宅株式会社 本社営業部 担当：三村、田平 技術開発 担当：加来、柴山

TEL：0532-32-7272 Mail：[info@sala-house.co.jp](mailto:info@sala-house.co.jp)